

政務活動費連絡会記録

1 開催日時 令和7年9月11日(木) 10:30~10:41

2 開催場所 新庁舎8階 議会中会議室

3 出席者

(1) 出席議員

座長 田中 信次

委員 武田 翔、山口 美津夫、ます 晴太郎、栄居 学、菅原 あきひと、永井 真人、
藤井 深介、片桐 紀子、松長 泰幸

(2) 議会局出席者

局長 落合 嘉朗、副局長兼総務課長 山田 修、管理担当課長兼副課長 望月 俊哉、
経理課長 奥澤 陽一、議事課長 山崎 智之、政策調査課長 佐藤 恭子

4 議題

政務活動費のあり方の検討について

5 会議記録

(田中座長)

ただ今から政務活動費連絡会を開会いたします。

本日の議題は、お手元の会議次第のとおり、「政務活動費のあり方の検討について」であります。

それでは、本日の協議に入ります。

ご協議いただく事項は、まず「旅費条例改正に伴う政務活動費に係る宿泊費等」についての本県議会の対応でございます。

このことにつきましては、前回、9月8日の当連絡会において、座長案をお示しし、各会派お持ち帰りの上、ご検討をお願いしたところであります。

つきましては、各会派の検討結果をお聞かせ願います。

(武田委員)

座長案のとおりでお願いします。

(菅原委員)

座長案のとおりでお願いします。

(永井委員)

座長案のとおりでお願いします。

(藤井委員)

座長案のとおりでお願いします。

(片桐委員)

座長案のとおりでお願いします。

(松長委員)

座長案のとおりで結構です。

(田中座長)

それでは、「旅費条例改正に伴う政務活動費に係る宿泊費等」についての本県議会の対応につきましては、本職提案のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議がないと認め、そのように決しました。

次に、ただいまの決定にもとづき、当連絡会の報告書の座長案を作成しましたので、委員の皆様にお配りいたします。

(事務局が資料を配付)

それでは、この座長案について、議会局から説明させます。

(経理課長)

それでは、「令和7年度 政務活動費連絡会報告書(案)」についてご説明いたします。

表紙をおめくりください。

まず、見開き左側では、「はじめに」として、これまでの検討の経過等を記載しております。

1ページをご覧ください。

「政務活動に係る宿泊費等について」でございます。

「1 宿泊費の充当限度額について」につきましては、まず、「(1)現状」として、改正された県の条例においては、宿泊費が素泊まりの実費となり、夕朝食代等に充てるための宿泊手当が新設されたことを記載しております。

また、「(2)検討の視点」として、この条例改正を踏まえて、「ア」、「イ」、「ウ」の3つの視点から、方向性を検討したということを記載しております。

次に、「(3)方向性」として、次の2ページにかけて記載しております。

「ア」として「宿泊費への充当限度額は、国内及び国外とも、条例に定める額とする」、

「イ」として、「夕朝食代については、他議会の状況や事務負担軽減の観点から、現行と同様に宿泊費に含めてよいものとする」、

「ウ」として、実際にかかった宿泊費の金額が条例に定める宿泊費上限額を超えた場合は、合理的に説明できる理由がある場合に限り、会派及び議員の責任において充当の妥当性を判断し、その理由を支出伝票の備考欄等に記載の上充当することとする」といったことを記載しております。

次に2ページ中ほどの「2 引用する根拠規定について」でございます。

「(1)現状」として、現行の指針では、宿泊費や航空運賃の充当について、引用規定が混在していること、「(2)検討の視点」として、今回のように旅費法と条例の改正時期がずれる場合に事務処理に支障が生じるため、引用規定を統一すること、「(3)方向性」として、条例の内容は旅費法に準拠しているため、引用規定を条例に統一するということを記載しております。

説明は以上でございます。

(田中座長)

ただいまの説明について、何かありましたらどうぞ。

(なし)

それでは、この座長案につきましては、各会派お持ち帰りの上、ご検討いただき、次回連絡会においてあらためて協議願いたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

ご了承をお願いします。

次に、今年度の当連絡会におけるその他の検討事項についてであります。

旅費条例改正に伴う政務活動費に係る宿泊費等については、前回の連絡会以降ご協議いただいておりますが、これ以外にも検討事項が考えられるところであります。

つきましては、このことについて、本職において、案を作成しましたので、委員の皆様へ配付いたします。

(事務局が資料を配付)

それでは、この資料につきまして、議会局から説明させます。

(経理課長)

それでは、「令和7年度 政務活動費連絡会の検討事項の案」についてご説明いたします。

はじめに、「1 物価高騰に伴う備品購入費に係る充当限度額の引き上げについて」でございます。

これは、取得価格が10万円を超える備品は、資産形成に繋がるおそれがあるため、リース又はレンタルとするとされ、基本的に当該備品に政務活動費を充当することはできないとされていますが、昨今の物価高騰に伴い、備品購入費に係る政務活動費の充当限度額の引き上げについて検討するというものでございます。

次に、「2 パソコン等の充当限度額等について」は、政務活動に使用するパソコン、コピー機、ファックス機、プロジェクター、印刷機（以下、「パソコン等」という）については、検討項目1の前段に記載したことの例外として、当該備品の取得価格が10万円を超えていても、その購入費に政務活動費を充当できるとされております。

しかし、これらパソコン等については、現在、充当限度額がないことから、新たに充当限度額を設けるかどうかについて検討するというものでございます。

また、政務活動費の指針の32ページの「備品の取扱い」に記載の「パソコン」には、スマートフォン、タブレット端末も含む解釈で運用しておりますが、33ページには「携帯電話、タブレット端末及びパソコン」という表記があり、前ページと紛らわしい表記となっております。

このことから32ページの「ア 備品の取扱い」、33ページの「イ 携帯電話、タブレット端末及びパソコン」中の表記を、「パソコン、スマートフォン、タブレット端末」といった表現に改めるなど検討するというものでございます。

具体的な指針32ページ及び33ページの記載内容については、下の枠内に抜粋してございます。

裏面をご覧くださいまして、「3 レターパックの取扱い等について」ですが、切手については一月あたり1万円を充当限度額としており、はがきについては1回につき1万円を超えて政務活動費を充当する場合は、発送したはがきの写し又は見本を保存しておくものとしているところでございます。

しかし、通常郵便物の一つであるレターパックについては、現状規定がないため、その取扱いについて整理するというものでございます。

また、切手、はがき、レターパックの遡り充当の取扱いについて、併せて整理するというものでございます。

説明は以上でございます。

(田中座長)

ただいまの説明について、何かありましたらどうぞ。

(菅原委員)

よろしいでしょうか。

(田中座長)

菅原委員。

(菅原委員)

ご説明ありがとうございました。

一つ、伺わせてください。

「1 物価高騰に伴う備品購入費に係る充当限度額の引き上げについて」なのですが、具体的にどのようなものが対象となるのでしょうか。

(経理課長)

備品購入費の具体例でございますが、例えば、議員の皆様の事務所の県民対応で使うようなソファですとかの什器類でございます。それから、例えば、プロジェクターで映すスクリーンですとかそういったものも該当するかと思います。

以上でございます。

(田中座長)

菅原委員よろしいですか。

(菅原座長)

ありがとうございました。

(田中座長)

そのほか、何かありますでしょうか。

(なし)

それでは、この座長案につきましても、各会派お持ち帰りの上、ご検討いただき、次回連絡会においてあらためて協議願いたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

ご了承を願います。

私からは以上でございますが、この際、何かありますでしょうか。

(なし)

特にないようですので、以上で、本日の日程は終了いたしました。

次回の政務活動費連絡会は、9月16日 火曜日、10時30分から開催したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、開催通知につきましては、ただ今ご出席の皆様には、省略させていただきたいと思っておりますので、ご了承願います。

それでは、政務活動費連絡会を終了いたします。

ご苦労様でした。